

「スポーツ拠点づくり推進委員会」設置要綱

平成16年9月15日

[改正 平成26年7月8日]

第1 目的

小・中・高校生が参加する各種スポーツの全国大会を特定の市町村で継続的に開催する取組みを支援することにより、青少年があこがれ、目標とするスポーツ毎の拠点を形成し、スポーツの振興と地域の再生に寄与する。

第2 名称

本委員会の名称は、「スポーツ拠点づくり推進委員会」（以下「委員会」という。）とする。

第3 委員会の役割

委員会は、スポーツ拠点づくりの推進にあたり、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) スポーツ拠点づくり推進事業について、市町村及びスポーツ団体へ周知するとともに、必要に応じ、情報提供、斡旋等を行うこと。
- (2) スポーツ拠点づくり推進事業実施要綱に基づき、市町村及びスポーツ団体が共同で策定するスポーツ大会開催計画について、その内容を審査すること。
- (3) 市町村に対する助成について、その内容及び助成額を審査すること。
- (4) スポーツ拠点づくり推進事業について、その実施状況を審査すること。
- (5) その他第1に規定する目的を達成するために必要な事項について、調査、審議を行うこと。

第4 委員会の組織

- 1 委員会は、別紙「委員名簿」に掲げる者によって構成する。
- 2 委員の任期は、3年とする。
- 3 委員会に委員長1名を置き、委員の互選によってこれを決定する。

第5 委員会の事務局

委員会の事務局は、一般財団法人地域活性化センターとする。

第6 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営及びその他委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。